

感染症による「登園停止期間の基準」について

認定こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことができるよう、次の感染症について意見書の提出をお願いいたします。

	該当疾患に○	病名	登園停止期間
第二種		インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
		風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
		水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
		咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
第三種		腸管出血性大腸菌感染症	病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
		流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失するまで
		急性出血性結膜炎	病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで

意見書

認定こども園 愛育園

園児名 _____

上記の疾患で症状が回復し、集団生活に支障がない状態になったので

令和 年 月 日 から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____

感染症による「登園停止期間の基準」について

認定こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことができるよう、次の感染症について意見書の提出をお願いいたします。

	該当疾患に○	病名	登園停止期間
第二種		インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
		風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
		水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
		咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
第三種		腸管出血性大腸菌感染症	病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
		流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失するまで
		急性出血性結膜炎	病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで

意見書

認定こども園 愛育園

園児名 _____

上記の疾患で症状が回復し、集団生活に支障がない状態になったので

令和 年 月 日 から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____